

「水道事業における分散型システムの導入手引き」  
検討委員会  
に関する情報の公開について

- 委員会は原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は非公開とすることができる。
- 委員会の資料は原則として公開とする。ただし座長が必要と認める場合は、その一部または全部を非公開とすることができる。
- 委員会の議事概要は出席者の確認を取った上で公開する。
- 委員会の資料及び議事概要については、委員会後、国土交通省のホームページに公表する。